

小児医療費助成制度の拡充について

1 平成 29 年 4 月からの制度拡充内容

- (1) 通院医療費の助成対象年齢の拡大 **小学校 3 年生まで ⇒ 小学校 6 年生まで**
- (2) 小学校 4～6 年生の助成の範囲
通院（診療等）について受診 1 回あたり 500 円を超える額を助成
※ 院外処方箋の調剤及び入院は全額助成
- (3) 低所得者層への配慮 保護者が市民税所得割非課税の場合は、全額を助成

2 平成 29 年 4 月からの助成内容

平成 29 年 4 月以降の制度概要				
年齢	0 歳	1 歳～小学校 3 年生	小学校 4 年生～小学校 6 年生	中学生
助成対象	入院・通院	入院・通院	入院・通院	入院
助成範囲	保険医療費の自己負担額	保険医療費の自己負担額	【別表】のとおり	保険医療費の自己負担額
助成方法	現物給付	現物給付	現物給付(※)	償還払い
医療証	交付あり	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)

※小学校 4～6 年生における現物給付の取扱いについては、現在、県内医療機関に協力依頼中

【別表】小学校 4～6 年生の助成範囲

【別表】小学校 4～6 年生の助成範囲		
通院(診療等)	通院(院外処方箋の調剤)	入院
保険医療費の自己負担額のうち 1 回あたり 500 円(※)を超える額	保険医療費の自己負担額	保険医療費の自己負担額

※ 500 円は医療機関等の窓口にて支払い

※ 保険医療費の自己負担額が 500 円未満の場合は、その額を支払い（助成なし）

※ 市民税所得割非課税世帯は保険医療費の自己負担額を全額助成

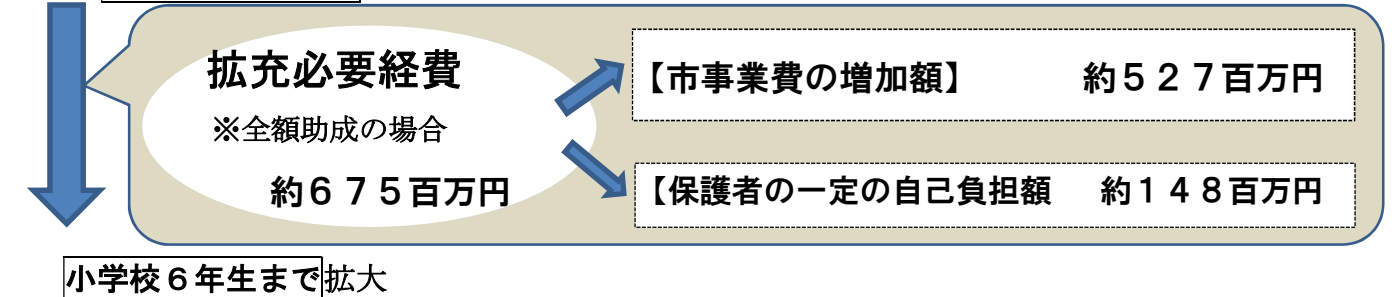
制度拡充後の小学校 4～6 年生の負担軽減イメージ



- 1 診療等は、自己負担（3割）全額負担から 500 円までの負担に軽減
- 2 院外処方箋の調剤は、自己負担（3割）全額負担から、保護者負担なしに軽減
- 3 入院医療費助成（現行中学校卒業まで）は、引き続き、保護者負担なし

3 制度拡充の影響

- (1) 通院医療費の助成対象者の増加（小学校 4～6 年生） 約 25,000 人増加
（※平成 28 年度末通院医療費助成対象者見込数 約 110,000 人）⇒ 約 135,000 人
- (2) 事業費の増加見込額
現行 **小学校 3 年生まで** ※平成 28 年度予算額 4,077,030 千円



4 制度拡充に向けた取組

(1) 市民への広報・周知

拡充の内容や保護者の負担軽減等について、市民に対してわかりやすく、丁寧な説明・案内等を実施

- ◆ 市政だより、HP、◆ ポスター掲示（医療機関、区役所等）、
- ◆ チラシ、リーフレット（申請勧奨、医療証送付時）

(2) 拡大対象者への申請勧奨等

小学校 5・6 年生（約 1 万 7 千人）は、現行制度対象外のため、事前に申請勧奨を行い、事務処理センターを設置して、郵送申請の受付処理等に対応する。
申請手続き・記載方法等の問合せに対応するコールセンターを設置

- ◆ **申請勧奨送付**：平成 29 年 1 月上旬
- ◆ **申請受付期間**：平成 29 年 1 月～2 月上旬
- ◆ **医療証発送**：平成 29 年 3 月下旬

(3) 県内医療機関等との調整

市境や県内医療機関で、円滑に助成を受けられるよう、横浜市と協力しながら、関係団体、審査支払機関（国保連・支払基金）、県内各市町村と調整を行う。

- ◆ 医療機関あて周知、◆ 公費負担者番号等の調整、◆ 請求事例の作成

(4) 安心して適切な受診行動を取れるための啓発と子どもの健康増進

- ◆ かかりつけ医、保健師による保護者支援
・ 子どもの病気に関する知識の提供、子どもの状態に応じた受診のあり方
- ◆ 「かながわ小児救急ダイヤル（#8000）」の普及
- ◆ 保育所、幼稚園、学校と連携した子どもの健康の保持増進